

岐阜県
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに
困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画
(素案) の概要

計画の性格・基本的な考え方等

位置づけ

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく計画
- 「岐阜県男女共同参画計画(第5次)」に掲げる「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」及び「困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備」を図る取り組みとして位置づける。
- 国が策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」を指針とする。

計画期間

2024年度から2028年度までの5年間

基本理念

- 配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること
- 女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げになっていること
- 被害者は自らの意思に基づき、安全に安心して自分らしく生きる権利を持つこと
- 子どもの目の前で配偶者間の暴力が行われることは、子どもの健全な心身の発達の妨げとなり、子どももまた被害者であること
- 暴力を許さない社会づくりを目指し、暴力を防止し被害者を支援することは、行政の責務であること
- 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすること
- 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施される必要があること
- 施策を進めるにあたっては、県、市町村等の関係機関、民間団体等が相互に連携し、協働することが不可欠であること

岐阜県におけるDV及び女性支援に関する現状

女性に関する相談の状況

- 県女性相談センターでは、夫婦や家庭の問題、配偶者等からの暴力など、女性から幅広い相談を受付
- 女性に関する相談として、県女性相談センターで2022年度に受け付けた相談件数は、3,232件で、近年では2020年度が最も多く、その後減少
- 県女性相談センターへの相談件数について、年齢別では、「40歳代」、「30歳代」、「50歳代」の順となっている一方で、「18歳未満」、「18歳以上20歳未満」からの相談が少ない
- 主訴別では、職場内や友人との人間関係等にまつわる「人間関係・その他」、「夫等の暴力」が多い

配偶者等からの暴力被害の状況

- 2022年度における県の各配偶者暴力相談支援センターや市町村を合わせた県内相談機関への配偶者暴力相談件数は3,165件
- 県内相談機関への相談件数について、年齢別では、「30歳代」、「40歳代」の順となっている

性犯罪・性暴力の状況

- 2022年度におけるぎふ性暴力被害者支援センターへの相談件数は1,032件で、近年は増加傾向

一時保護の状況

- 県女性相談センターによる2022年度の一時保護件数は、86件で、うちDV被害者の一時保護件数は53件
- 年齢別では、「30歳代」、「20歳代」の順となっている。DVでの一時保護は、「30歳代」、「40歳代」、「20歳代」の順でその他の理由での一時保護は、「20歳代」、「30歳代」、「18～19歳」の順となっている

県民意識

- 過去5年以内に配偶者から何らかの暴力を受けたことがあると回答した人のうち、誰かに「相談した」は35.2%、「相談しなかった」は60.9%
- 相談しなかった理由は、「自分が我慢すればこのままやっていけると思った」、「相談してもむだだと思った」、「相談するほどのことではないと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」が多い
- 男女間での暴力等をなくすために必要なことでは、「相談窓口、保護施設の整備」、「家庭や学校における教育の充実」の割合が高い

計画の体系

柱	施策の方向	具体的な取組
I 暴力を許さない社会づくり	(1) 暴力を許さない県民意識の醸成	①DV防止等に向けた広報啓発の推進 ②家庭・地域・職場等における広報啓発の推進
	(2) 若年者に向けた予防啓発・教育の推進	①若年者向け広報啓発の推進 ②教育関係者への周知 ③人権教育の推進
	(3) 加害者対策の推進	①加害者を生まないための広報啓発の推進 ②加害者更生のための情報収集
II 安心して相談できる体制づくり	(1) 相談体制の整備と強化	①相談窓口の周知 ②気軽に相談できる体制整備 ③男性、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等からの相談対応 ④県における相談体制の強化 ⑤市町村における相談体制の整備 ⑥民間団体を含む関係機関との連携 ⑦相談に至る仕組みづくり(アウトリーチ等)
	(2) 相談支援員の資質向上と二次被害の防止	①関係機関担当者の資質向上 ②二次被害防止のための研修の実施
III 安全・安心が保障される保護	(1) 通報への迅速・的確な対応	①警察を含む関係機関との連携強化 ②通報・発見体制の充実
	(2) 安全・安心の確保と保護体制の充実	①女性相談支援センターを中心とした関係機関との連携 ②一時保護体制の充実 ③保護命令等への対応
IV 実効性のある自立支援	(1) 生活再建に向けた支援	①自立のための心のケア ②自立のための同行支援 ③関係機関との連携による継続的な支援 ④居住する場の確保 ⑤就労のための支援 ⑥ひとり親家庭への支援 ⑦施設機能の充実と整備
	(2) 子どもの安全・安心を確保する支援	①子どもの心のケア ②子どもの就学等への支援 ③子どもの安全を確保する支援体制の整備
V 関係機関と連携した支援体制づくり	(1) 関係機関相互の連携促進	①県内ネットワークの強化 ②民間団体の活動支援及び連携
	(2) 市町村における支援の充実	①市町村「困難女性支援計画」等策定の促進 ②市町村「DV防止協議会」及び「支援調整会議」設置の促進 ③市町村「配偶者暴力相談支援センター」設置の促進 ④県における相談体制の強化(再掲) ⑤関係機関担当者の資質向上(再掲) ⑥二次被害防止のための研修の実施(再掲) ⑦市町村「相談支援員」への研修実施
	(3) 良質な支援につなげるための苦情処理体制整備	①苦情処理体制づくり

基本目標

項目	目標数値	現状
DV予防教育の受講者数(累計)	15,000人(2024~2028年度)	10,089人(2019~2022年度)
女性相談支援センターによる市町村向け助言実施件数	年50回以上(2028年度)	—
市町村担当職員向け研修会受講者数(累計)	250人以上(2024~2028年度)	—
連携する民間団体数	6団体以上(2028年度)	2団体(2022年度)
DV被害について、誰にも相談しなかった割合	50%以下(2027年度)	60.9%(2022年度)